

環境関連法規制等の動き 2012年7月 (2012.5.22~2012.6.18)

1. 法令情報

1. 水質汚濁防止法の有害物質追加等に関連する政令・省令・告示 (2012.5.23公布、5.25施行)

- 1-1. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 <政令第147号>
- 1-2. 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令 <環境省令第14号>
- 1-3. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 <環境省告示第84号>
- 1-4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件 <環境省告示第85号>
- 1-5. 環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件
<環境省告示第86号>
- 1-6. 水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件
<環境省告示第87号>
- 1-7. 水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、環境庁長官が定める
測定方法を定める件の一部を改正する件 <環境省告示第88号>

先月の一般情報3の閣議決定が法制化されました。主要改訂内容を下記の通りです。

- ①有害物質に1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー等、3物質追加1物質削除
- ②指定物質にクロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)等、6物質追加3物質削除
- ③特定施設に界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く)等、2種類の特定施設の追加

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15238>

2. 下水道法の有害物質追加に関連する政令・省令 (2012.5.23公布、5.25施行)

- 2-1. 下水道法施行令の一部を改正する政令 <政令第148号>
- 2-2. 下水道法施行規則の一部を改正する省令 <国土交通省令第55号>
- 2-3. 下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令 <国土交通・環境省令第2号>
- 2-4. 排出基準を定める省令の一部を改正する省令 <環境省令第15号>

特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水について、1,4-ジオキサンに関する水質規制の基準が定められました。

<参考>国交省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000206.html

3. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関連する省令・告示 (2012.6.18公布、同日施行)

- 3-1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
<経済産業省令第46号>
- 3-2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項及び同法附則第6条で読み替えて適用される同法第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件
<経済産業省告示令第139号>
- 3-3. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第9条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第3条第2項の規定に基づき、平成24年度に係る経済産業大臣が定める量を定める件 <経済産業省告示令第140号>
- 3-4. 地方税法施行規則附則第6条第60項の規定に基づき、経済産業大臣が定める出力を定める件
<経済産業省告示令第141号>

3-5. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の

規定に基づき納付金単価を定める告示 <経済産業省告示令第142号>

3-6. エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の 促進に関する法律第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する

一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件 <経済産業省告示令第143号>

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、2013.3までの調達価格・調達期間及び賦課金単価が決まりました。上記に記す、関連する省令や告示も公布されました。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120618001/20120618001.html>

4. 工業立地法の太陽光発電に関連する政令・省令・告示

4-1. 工場立地法施行令の一部を改正する政令 <政令第159号> (2012.6.1公布、同日施行)

太陽光発電設備が、水力発電、地熱発電同様に、工場立地法第6条の届出対象から除外されました。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/05/20120529001/20120529001.html>

4-2. 工場立地法施行規則の一部を改正する省令

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第2号> (2012.6.15公布、同日施行)

これまで生産施設に位置付けられていた売電用の太陽光発電設備が、緑地以外の環境施設となりました。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120615/20120615g00130/20120615g001300003f.html>

4-3. 工場立地に関する準則の一部を改正する告示

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第3号> (2012.6.15公布、同日施行)

電気供給業の生産設備面積比率が、太陽光発電設備の有無によらず統一されました。併せて、緑地面積率の例外規定の地域準則が、都道府県準則と市準則に分けて記載されました。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120615/20120615g00130/20120615g001300023f.html>

5. 危険物の規制に関連する政令・省令 (2012.5.23公布、同日施行)

5-1. 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 <政令第146号>

5-2. 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 <総務省令第49号>

主要改訂内容は、下記の通りです。

- ①蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の技術上の基準の特例の制定
- ②圧縮水素充填設備を顧客に自ら給油させる屋外給油取扱所に設置する技術上の基準の制定
- ③予防規定に定めなければならない政令で定める製造所・貯蔵所については、地震発生時に加え、津波発生若しくはおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置の追加

<参考>総務省ホームページ

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240323_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

6. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条第1項の

法人を定める政令の一部を改正する政令 <政令第161号> (2012.6.13公布) (2012.7.1施行)

バイオマス発電の種類ごとの認定協議の相手方（農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣）が定められました。また、賦課金の減免対象となる事業所の認定基準や減免割合、東日本大震災による免除対象者が定められました。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120608002/20120608002.html>

7. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の

一部の施行期日を定める政令 <政令第152号> (2012.5.25公布、5.29施行)

発電設備の認定等、上記特措法の2012.7.1施行に先立って開始することが必要な、準備行為の開始日が2012.5.29と定められました。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/05/20120522001/20120522001.html>

8. 電気関係報告規則等の一部を改正する省令 〈経済産業省令第44号〉(2012.6.1公布、同日施行)

2012.6.1に施行された水質汚濁防止法の一部を改正する法律において、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の規制対象施設の拡大がなされた関連変更として、電気関係報告規則、電気事業法施行規則及び電気設備の技術基準を定める省令についても、同様の改正がおこなわれました。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2012/06/240601-3.html>

9. 環境基本計画を変更した件 〈環境省告示第98号〉(2012.6.12公表)

先月の一般情報4で掲載した閣議決定の第4次環境基本計画が告示されました。

本計画は、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ作成されています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15169>

10. PFOS又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める件

〈厚生労働・経済産業・環境省令第2号〉(2012.6.8公布、同日施行)

フッ素系界面活性剤などの用途があり、2010.4から第1種化学物質になった「ペルフルオル(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 又はその塩」の製造設備に関する技術的基準が、化審法第20条(許可の基準)第2号の規定に基づき、制定されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken/h240520a/>

11. 平成23年規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の

算定値の実績を告示する件 〈経済産業省告示第136号〉(2012.6.11告示)

2011年にモントリオール議定書で定められた9種類の実績が告示されました。CFC等の7種類は生産・使用・輸入・輸出とも0トン、HCFC生産量は目標1390トンを下回る397トン、農業用途に代替技術が無い不可欠用途臭化メチルの生産量実績は128トンでした。

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120611/20120611h05818/20120611h058180005f.html>

〈参考〉経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_ozone_schedule.html

12. 下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の

一部を改正する省令 〈環境省令第16号〉(2012.6.4公布、同日施行)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備の施工に伴い、下水道法に規定する環境大臣の権限の一部を地方環境事務所長に委任することができる省令で、事業者については相手先以外の変更はありません。

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120604/20120604h05813/20120604h058130002f.html>

2. 一般情報

1. 「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第2版)」「汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改訂第2版)」の公表について (2012.5.31環境省)

今回の改訂は、法対象外の基準不適合土壌が多く運搬・処理されている現状を踏まえ、これらの土壌の不適な運搬・処理による汚染の拡散を防止するため、汚染土壌運搬業者及び汚染土壌処理業者等がそれぞれ遵守すべき事項の追加等の改訂が行われました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15292>

2. 微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定について (2012. 6. 7環境省)

株式会社富山環境整備が、廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理に係る大臣認定を受けました。本認定は、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理認定としては、7件目になります。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15327>

3. 有機顔料中に副生するPCBの有無等に関する第一次実態調査結果について (2012. 5. 28 環境省)

0.5ppm超のPCB（ポリ塩化ビフェニル）が検出された旨の報告があった23種の有機顔料について、厚生労働省、経済産業省、環境省では同種顔料中の副生PCBの有無に関する実態調査を行いました。今回の調査結果では50ppm超のPCB含有が新たに判明した有機顔料はありませんでしたが、今回の23種の有機顔料以外でも、製造工程等からPCBを副生する可能性があるものと判断されるものについては、行政指導で事業者に対して調査の上、2012. 8. 10までに結果報告を求めています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15279>

4. 2011年の廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可について (2012. 5. 25環境省)

廃棄物処理法に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された廃棄物の量は1,172,271トン（前年比+25%）であり、全て韓国でのセメント製造の粘土代替原料としての利用目的でした。また、我が国に輸入された廃棄物の量は941トン（同△16%）であり、台湾、韓国及びタイからの資源回収目的でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15266>

5. 2011年の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況について (2012. 5. 25環境省)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に規定する手続を経て実際に我が国から輸出された特定有害廃棄物等の量は、88,211トン（前年比+8%）であり、我が国に輸入された特定有害廃棄物等の量は、5,300トン（同+23%）で、輸出入とも金属回収等を目的とするものでした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15265>

6. 2011年度の国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等について

(2012. 6. 5環境省)

国等による調達実績はほとんどの品目（186品目）において95%以上の高い水準を維持しており、グリーン購入の取組によって、約12万4千トンのCO2排出削減が達成されたとの試算が公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15319>

7. 平成24年版環境統計集の発行について (2012. 6. 1環境省)

環境の状況に関するデータ、環境問題の原因となる環境への負荷に関するデータ及び環境問題に対して講じた施策に関するデータを収録した「平成24年版環境統計集」が環境省から発行されました。

参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15304>

8. PRTRデータを読み解くための市民ガイドブックの公表について (2012. 5. 25環境省)

PRTR（化学物質排出移動量届出）制度を分かりやすく解説した本ガイドブックが、環境省ホームページに公表されました。PRTR制度やPRTRデータの解説に加え、化学物質による環境リスク低減のためのリスクコミュニケーションやPRTRデータの活用事例が記載されています。希望者には本冊子が郵送料のみで送られます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15263>

以上